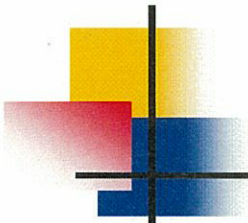


特例的なルール

○ 原価計算方式

類似機能区分がない場合は、製造（輸入）原価に、販売費及び一般管理費、営業利益、流通経費並びに消費税及び地方消費税相当額を加えた額を新機能区分の材料価格とする。



価格調整

○ 価格調整

①類似機能区分比較方式又は②原価計算方式により算定された材料価格が、外国平均価格の2倍に相当する額を上回る場合は、外国平均価格の2倍に相当する額に調整する。